

物 件 調 書

物件番号① 南海老地区 第1区画

| | | | | | |
|-----------------------------------|---------------|--|---------------------------|---------|---------|
| 土 地 | 所 在 地 | 南相馬市鹿島区北海老字大森267番地1 | | | |
| | 面 積 | 地 番 | 地 目 | 公 簿 面 積 | 実 測 面 積 |
| | | 267番1 | 宅 地 | 496.92㎡ | 496.92㎡ |
| | | 合計(1筆) | | 496.92㎡ | 496.92㎡ |
| 道路と敷地の関係 | | 南側 幅員6.0m市道[東419号線]法面(一部L型擁壁あり)で接面 西側 幅員6.0m市道[東127号線]法面で接面 北側 幅員6.0m市道[東132号線]ほぼ登高で接面 | | | |
| 法 令 に 基 づ く 制 限 | 都市計画法 | 都市計画区域 | 区域内(未線引) | | |
| | | 用途区域 | 無指定 | | |
| | | 開発許可 | 平成25年4月9日南相馬市指令都12号 用途:住宅 | | |
| | 建築基準法 | 建 ぺ い 率 | 60% | | |
| | | 容 積 率 | 200% | | |
| | | 防火地域等 | - | | |
| | 文化財保護法 | - | | | |
| | 土 壌 汚 染 対 策 法 | - | | | |
| | そ の 他 の 法 律 | - | | | |
| 私道の負担等に関する事項 | | 私道負担の有無 | 無 | 負担の内容 | |
| | | 道路後退の有無 | 無 | 負担の内容 | |
| | | 事業所名 | | | |
| 供給処理施設の状況 | | 電 気 可 | 東北電力株式会社 | | |
| | | 上 水 道 可 | 相馬地方広域水道企業団 | | |
| | | 下 水 道 可 | 南相馬市下水道課(農業集落排水) | | |
| | | 都 市 ガ ス 不 | | | |
| 交通機関 | | 鉄 道 | JR常磐線鹿島駅 約4.1km | | |
| | | バ ス | なし(徒歩20圏内に無し) | | |
| 公共施設等 | | 鹿島小学校 | | 約3.0km | |
| | | 鹿島中学校 | | 約4.4km | |
| | | 南相馬市役所鹿島区役所 | | 約4.2km | |
| 参 考 事 項 | | <ul style="list-style-type: none"> ・上水道については、敷地の南側に口径20mmの止水栓が設置されており、別途南相馬市都市計画課との給水装置売買契約が必要となります。 ・上水道を利用するにあたっては、相馬地方広域水道企業団への申請や加入負担金及び工事が必要となります。 ・下水道(農業集落排水)については、敷地の南側に公共枿が設置されております。 ・下水道(農業集落排水)を利用するにあたっては、南相馬市下水道課への申請や受益者負担金及び工事が必要となります。 ・敷地の南側に敷地への出入り口があります。 ・土地は、現状有姿での引き渡しとなります。 ・当該地は、防災集団移転促進事業で造成した宅地であり、一度売却し市で買戻した土地ではありますが、住宅は建築されておられません。 ・当該地には、東北電力の電柱があり、別途東北電力との契約が必要となります。 ・物件調書等と現況とが相違ある場合には、現況が優先します。 ・この物件の新たな境界明示、境界立会、測量及び地積更正登記は行いません。 ・境界に係るすべての問題は、落札者の責任と費用負担にて処理をお願いします。 ・物件調書等の内容に適合しない事項があっても、当市は担保責任を負いません。 | | | |